第12回 幼児期までのこどもの育ち部会

令和7年2月18日

資料3

「こどもまんなか実行計画2025」の 策定に向けて

# こども家庭審議会(第5回)(令和7年1月23日)における 資料2:こどもまんなか実行計画の策定に向けた進め方について(抜粋①)

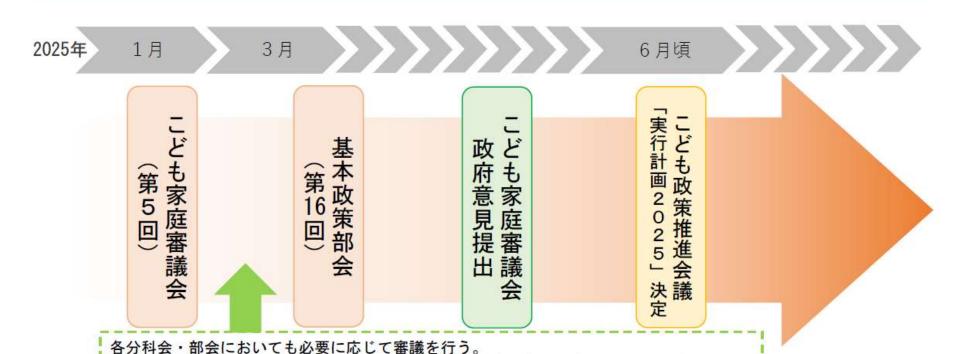
# 「こどもまんなか実行計画2025」の策定について(案)

資料2

○基本政策部会では、こども大綱及びこどもまんなか実行計画に掲げられた**施策の進捗状況や数値目標を含めた指標の動きを確認しながら**、今後「こどもまんなか実行計画2025」の策定に向け、引き続き、こども、若者の意見聴取を行いながら、各分科会・部会においても審議を行い、春頃を目途にこども家庭審議会としての意見を提出する。その結果を踏まえ、政府において6月頃を目途に実行計画の改定を行う。

【第15回 基本政策部会 秋田部会長発言(抜粋)】

○<u>実行計画2025に向けて、検証・評価を含めて分科会や部会から基本政策部会に御意見を頂戴する</u>という点につきましては、 <u>審議会の総会の会長として、各分科会や部会のほうに今日御同意いただいた</u>ということで御連絡をさせていただいて、その 詳細の中身については、さらに検討させていただくというような形で取り扱わせていただけばと思います。よろしくお願い いたします。



※なお、審議の際には、外部委託の有識者による助言を反映した「EBPMシート」を用いる。

2

# こども家庭審議会(第5回)(令和7年1月23日)における 資料2:こどもまんなか実行計画の策定に向けた進め方について(抜粋②)

# 「こどもまんなか実行計画」について

(参考資料)

# 概要(こども大綱より)

### 第3 施策の推進体制等

(1)国における推進体制

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取り まとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その 結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁 の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

# こども大綱とこどもまんなか実行計画の関係

# こども大綱

- ・こども施策に関する<u>基本的な方針や</u> 重要事項を一元的に定めるもの
- ・おおむね5年後を目途に見直し
- ·閣議決定



# こどもまんなか実行計画

- ・こども大綱に基づき<u>具体的に取り組む</u> 施策を取りまとめるもの
- ·毎年改定
- ・こども政策推進会議決定

※ こども未来戦略では、「「こども大綱」の下で「加速化プラン」を含む具体的施策の PDCA を推進していく。」とされており、加速化プランに盛り込まれた施策を含めて、 こどもまんなか実行計画によりPDCAを回していく。

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋①)

※特に、「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策に位置づけられている項目は黄色塗り。

# Ⅱ こども施策に関する重要事項1 ライフステージを通した重要事項

(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

### (こども・若者の権利に関する普及啓発)

こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、こどもの権利条約に関する認知度の把握

(略)

こども・若者向けの普及啓発については、こどもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども向けのこども基本法のパンフレット(やさしい版)をイベント等で配布し、こども基本法に関する動画(やさしい版)をこども家庭庁ホームページに公表することで、こども基本法及びこどもの権利条約について広く発信する。また、こども基本法を周知するためのクイズ動画も制作し、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座の開催に向けて取り組む。また、学校や家庭での学習を念頭に、こども基本法の理念や内容について、小・中・高等学校のこどもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツを文部科学省等と連携しながら、作成・周知する。【こども家庭庁、文部科学省、関係省庁】

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなには、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行うとともに、関係省庁等と連携をしながら、研修などを通じて、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。【こども家庭庁】

こどもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレットを各地方公共団体でのシンポジウムやイベント等で配布したり、こども基本法に関する動画をこども家庭庁ホームページに公表したりすることで、広く発信する。【こども家庭庁】

こども基本法第15 条及び同法附帯決議を踏まえて令和5年度に実施した、こどもの権利条約の趣旨や内容についての認知度調査と同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究を踏まえ、民間団体等と連携しつつ、同条約の趣旨や内容の普及啓発に広く取り組む。また、おおむね3年毎を目途に、令和5年度と同規模の認知度調査を実施するなどして定期的に認知度を把握する。【こども家庭庁】

### 人権啓発活動の実施

法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信、「全国中学生人権作文コンテスト」やこどもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告を実施するなどしており、今後は、地域学校協働活動として、地域住民と一体となった各種啓発活動も行うことを予定している。【法務省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋②)

# (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### (遊びや体験活動の推進)

## 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100 か月の育ちビジョン)を踏まえた「遊びと体験」の推進

はじめの100 か月の育ちビジョン(令和5年12 月22 日閣議決定)に基づき政府の取組を推進するため、乳幼児に関する様々な科学的知見の蓄積・普及に向けた外遊びや絵本等の「遊びと体験」が乳幼児に与える影響や乳幼児の育ちに関する生活実態等の調査研究、地域の多様な場に根差して乳幼児や保護者・養育者と地域の人々や活動をつなぐコーディネーターの養成、保護者・養育者や専門職等に向けた普及啓発等を進め、乳幼児の豊かな「遊びと体験」等を保障する。【こども家庭庁】

### 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育を推進する。【こども家庭庁、文部科学省】

### 児童館における遊びのプログラム開発

全国の児童館等が活用できる遊びのプログラムの開発を行い、成果の広報・普及を行う。その際、こどもの年齢や発達段階、興味関 心に応じたテーマを設定し、検討を行う。【こども家庭庁】

## こども・若者の体験活動の推進

こども・若者のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動の重要性の理解を深める普及や啓発を行うとともに、多様な関係者と連携した体制整備等を行う。【文部科学省】

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所に設置する国立青少年教育施設において、教育的な観点から、自然体験活動をはじめとする体験活動等の機会や場を提供するほか、こどもの健全育成を推進するため、「子どもゆめ基金事業」において、民間団体が実施する様々な体験活動等への支援を行うとともに、こどもの体験活動等の振興を図るため、全国的な普及啓発を行う。【文部科学省】

### 森林づくり、木育の推進

植樹等の森林づくり活動や、森林空間を活用した遊びや体験活動の実施など森林環境教育を推進する。また、行政、木材関連団体 等による木材や木製品と触れ合う機会の提供等を通じて、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進する。【農林水産省】

### こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実

(略)

こどもたちに対して、各地域における茶道、華道、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化・生活文化・国民娯楽を継承し、発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を地域偏在を解消しつつ提供するほか、多くのこどもたちが、各地域においてオペラ、バレエ、クラシック、歌舞伎、能楽、演劇等、本格的な舞台公演に触れることにより、豊かな想像力を涵養するため、18歳以下のこどもが無料で鑑賞できる劇場・音楽堂等で行われる舞台公演を支援する。【文部科学省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋③)

## (遊びや体験活動の推進) ※続き

### <u>読書活動の推進</u>

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(令和5年3月28 日閣議決定)及び第6次学校図書館図書整備等5か年計画 (令和4年1月24 日文部科学省決定)に基づき、図書館・学校図書館の機能強化や活性化に向けた特色ある先導的な取組に関するモデル事業、司書教諭の養成や「子ども読書の日」の普及啓発等を通じて、読書活動の総合的な推進を図る。視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(読書バリアフリー基本計画)(令和2年7月14 日文部科学省・厚生労働省決定)に基づき、学校司書等の支援人材に対する研修や図書館関係者が連携した取組を支援し、その取組の成果を全国に普及することで、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。【文部科学省】

こどもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めることなどに積極的な効果を持つ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物等の優れた作品の推薦を行う。【こども家庭庁】

### (生活習慣の形成・定着)

### 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

こどもの生活習慣づくりについて、社会全体の問題として、こどもの生活リズムの向上を図っていくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携し、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の好事例の収集・横展開を行うなど、こどもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を推進する。【文部科学省】

### 「健やか親子21」による全国的な普及啓発の推進

乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、こどもが食生活を始めとした基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、社会全体に向けた普及啓発として「健やか親子21」のウェブサイトにおいて、母子保健に係るコンテンツを包括的に情報発信していく。【こども家庭庁】

### (こどもまんなかまちづくり)

### こども・子育て支援環境の充実化・導入

こども・子育て支援環境の充実に向けて、中心市街地といった拠点だけではなく、日常生活に直結する居住地周辺において、こどもの 居場所や保護者同士が交流しやすい場所、バリアフリー施設といった環境整備を総合的に推進する。また、全国の「道の駅」において、 24 時間利用可能なベビーコーナーや妊婦向け屋根付き優先駐車スペースなどの子育て応援施設の整備を推進する。【国土交通省】

### こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり

こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備を支援するとともに、都市公園におけるルールの見直し等により柔軟な利活用に取り組んでいる好事例のノウハウ共有・横展開を図る。【国土交通省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋④)

### (こどもまんなかまちづくり) ※続き

# 公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化等

都市公園や道路、公共性の高い建築物等、鉄道等の公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の改善・解消、エレベーターの設置、妊婦や子育て世帯にやさしいトイレの整備、授乳室の設置などバリアフリー化を推進する。また、通学をはじめ、地域内におけるこどもの移動手段を確保するため、交通事業者や多様な関係者等の連携・協働を促進し、地域公共交通のリ・デザインを加速化する。【国土交通省】

### (在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援)

## 幼児教育・保育の無償化並びに高校及び大学等の修学支援制度について、広報、周知する取組の推進

外国籍等のこどもの日本語学習機会を確保するため、幼児教育・保育の無償化及び高校の修学支援制度について広報、周知する取組を関係省庁が連携して推進する。また「永住者」の在留資格を持つ者等を対象とした大学等の修学支援についても、広報、周知する取組を実施する。【法務省、こども家庭庁、文部科学省】

### (教育を通じた男女共同参画の推進)

## 教育を通じた男女共同参画の推進

(略)

未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に資する方策について調査研究を行う。【文部科学省】 (略)

# (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

### (妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供)

### プレコンセプションケアの推進

男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する健康支援を総合的に推進する性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援や、性に関する教育等を行う専門家等に対する研修等を継続的に実施する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑤)

### (成育医療等に関する研究等の推進)

### プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等の推進

「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、人材育成等のシンクタンク機能の充実を図る。あわせて、令和6年度より、国立成育医療研究センターを含む全国の拠点病院に設置された妊娠と薬外来と性と健康の相談センターが連携し、基礎疾患を持つ妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を行う。【こども家庭庁】

### (「健やか親子21」を通じた普及啓発)

### こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(成育医療等基本方針)に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組の一環として、特設ウェブサイトにおける、母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツの社会全体に向けた情報発信を継続する。また、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組の普及を図るため、「健やか親子21全国大会」を定期的に開催し、当該取組を推進している個人・団体・地方公共団体・企業の表彰を行う。【こども家庭庁】

「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する妊婦や保護者等に向けた普及啓発の取組と連携し、関連イベントでパンフレットを配布するなど、「はじめの100 か月の育ちビジョン」の内容やそれを踏まえた具体的な行動の在り方に関する広報を実施する。 【こども家庭庁】

# (健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化)

### 母子保健のデジタル化の推進

令和4年度に厚生労働省で開催された検討会を踏まえ、産後ケア事業等の情報を標準化し、マイナポータルを通じて閲覧できる情報を拡充していく。【こども家庭庁、厚生労働省】

妊婦健診等の母子保健情報の情報連携として、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して、事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組について、複数の地方公共団体で実証事業を実施しているところ、今後、情報連携の対象となる母子保健業務及び実施する地方公共団体を拡大し、住民・地方公共団体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。【こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省】

電子母子健康手帳を原則とすることに係る課題と対応の整理も進める。【こども家庭庁、厚生労働省】

出産・子育て応援交付金における伴走型相談支援において、アプリやSNSを活用した情報発信など、デジタル技術を積極的に活用するほか、面談等の相談記録や経済的支援の支給記録に係る地方公共団体間での情報連携について、デジタルを活用した情報連携システムの構築の検討を進める。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑥)

# (4)こどもの貧困対策

### (生活の安定に資するための支援)

### ひとり親家庭に対する子育で・生活支援

ひとり親家庭が修学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで、 ひとり親家庭の生活の安定を図る。また、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関 係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。【こども家庭庁】

### (経済的支援)

### ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭等が、人生の様々な場面において、必要となる資金の貸付けを受けることができるよう取り組む。また、ひとり親家庭への経済的支援を強化するため、児童扶養手当の所得制限額を引き上げるとともに、多子加算を拡充する。【こども家庭庁】

### (必要な支援の利用を促す取組)

### 相談支援体制の強化

ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援が受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型の支援体制の構築・強化を図る。また、就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力しつつ、必要に応じて、母子・父子自立支援員が弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行うことで、相談窓口のワンストップ化を図る。【こども家庭庁】

### アウトリーチ支援・宅食事業による見守り体制の強化

市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等を含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。【こども家庭庁】

### (こどもの貧困に対する社会の理解促進)

### 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開

こどもの未来応援基金を通じたこどもに寄り添った活動を実施する民間団体への支援、支援を実施したい民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、「こどもの未来応援国民運動」を推進する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑥)

# (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

### (障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり)

### 経済的支援と質の高い支援の提供

精神又は身体に障害を有するこどもに対して特別児童扶養手当等を支給する。【厚生労働省】

令和6年4月からの障害児の補装具費の所得制限の撤廃について、その円滑な運用を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】

個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図られるよう、令和6年度からの第3期障害児福祉計画に基づく都道府 県及び市町村における障害児支援体制の整備の推進を図るとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。 【こども家庭庁】

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。【こども家庭庁】

### 地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進

令和6年4月の改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として、 ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能を果たすことができるよう、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援等の充実を図るため、必要な支援を行う。また、障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める観点から、地域のこどもたちの集まる様々な場におけるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

令和6年度からの第3期障害児福祉計画に基づき、都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備が推進されるよう、地方公共団体と連携しながら対応を進めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金により支援する。【こども家庭庁】

障害児支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。【こども家庭庁】

#### 専門的支援が必要な障害児への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。【こども家庭庁】

医療的ケア児が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療的ケア看護職員の配置促進等の取組を推進する。【文部科学省】 聴覚障害児について、乳児期からの切れ目のない支援及び多様な状態像への支援が適切に行われるよう、地域の支援体制の整備を進める。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑦)

### (障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり) ※続き

# 専門的支援が必要な障害児への支援の強化 ※続き

聴覚障害児への早期支援の充実のため、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談の機能強化等の取組を推進する。【文部科学省】

強度行動障害を有するこどもの地域における支援体制の整備を進めるとともに、ケアニーズの高いこどもに対する支援が促進されるよう、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

### 家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等

相談支援や家族支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、都道府県が行う障害児等療育支援事業や市町村が行う障害者相談支援事業、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁、厚生労働省】

障害児相談支援及び計画相談支援により、適切な支援やサービスの利用につなげるとともに、発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目ない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障害福祉サービス等報酬における充実を踏まえた取組を進める。一般就労を希望する障害児者に対しては、個々の希望や特性を踏まえたきめ細かな就労支援を実施する。【こども家庭庁、厚生労働省】

# (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

### (こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進)

#### こども家庭センターの体制整備

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進する。また、こども家庭センターが、妊産婦、子育て家庭のSOSを受けとめるとともに、ヤングケアラーや保護者の思想信条等を背景とする等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等のSOSを、こどもと日々の接点を有する学校等の関係機関の目を通して着実に把握し、自立支援等を含め必要な支援を届けるための相談対応体制を整備する。具体的には、こども家庭センターにおいて、学校や精神科医療機関、妊産婦等生活援助事業等の各種機関や事業と連携して個々の家庭の状況等に応じたサポートプランを作成し、家庭支援事業等の支援につなげる。【こども家庭庁】

### 家庭支援事業の推進

子育ての負担を軽減し、子育で世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、令和4年改正児童福祉法において新設した子育で世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業や、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育で短期支援事業を含めた家庭支援事業について、市町村における計画的な事業実施体制の整備が進むよう、国としても必要な支援を推進する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋®)

### (予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援)

## 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援の提供

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠を含めた性に関する相談支援や、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等がアウトリーチやSNSによる相談支援を実施するための支援を行う。また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口の情報を引き続き提供していく。更に妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見して、適切な支援につなげる。【こども家庭庁】

### (一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援)

# 一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等

令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度から新たに一時保護施設の設備運営基準を策定し、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することで、一時保護施設の環境改善を進める。また、こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓及び委託先への心理面でのサポートを行う。【こども家庭庁】

### 一時保護時の司法審査の円滑な導入

一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、令和4年改正児童福祉法に基づき一時保護開始時の司法審査が導入されることから、児童相談所における対応マニュアルの作成・周知等により、制度の円滑な導入及び実施に向けて取り組む。【こども家庭庁】

### (親子関係の再構築支援)

### 親子関係の再構築支援の推進

令和4年改正児童福祉法に基づき令和6年度から親子再統合支援事業が都道府県等の事業として創設されたことを踏まえ、令和5年度に作成したガイドラインの周知を図るとともに、親子関係の修復や再構築のための親子関係再構築支援の取組を行う都道府県等に対する支援を推進する。【こども家庭庁】

### (こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援)

### こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

資格取得のための研修等に参加する場合の受講費用等の補助や、児童相談所、市区町村相談支援部門等に資格を有する者を配置する場合の財政支援を行うとともに、施行状況の実態把握を進める。【こども家庭庁】

#### 児童相談所の体制強化

新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、令和6年度までに児童福祉司を1,060人程度、令和8年度までに児童心理司を950人程度増員する。【こども家庭庁】 全国の児童相談所における採用・人材育成・定着支援に向けた仕組みを構築し、事業実施を推進する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑨)

### (こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援) ※続き

# 業務効率化のためのICT化推進

児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化等児童相談所等における業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報提供を図るシステムを構築する。【こども家庭庁】

# (社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援)

### 里親等委託の推進

遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するため、里親等委託を推進する。令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設と位置付けられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、その設置を促進するとともに、里親支援センター等の職員の人材育成、里親における研修受講機会の増加などに取り組み、里親支援体制の構築・強化を図る。 【こども家庭庁】

障害等を有するケアニーズの高いこどもを受け入れているファミリーホームにおける個別対応職員の配置を支援することにより、支援体制を強化するとともに、安定的な運営を図る。【こども家庭庁】

### 特別養子縁組の推進

特別養子縁組制度のより一層の活用を促していく観点から、年間1,000件以上の特別養子縁組の成立を目指し、最終的に特別養子縁組を希望する夫婦を増やすことを主眼に置いた広報の展開を進めるとともに、民間あっせん機関に対して、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図るための支援を行う。【こども家庭庁】

里親支援センターやフォスタリング機関において、養子縁組家庭等に対し、必要な情報の提供、養育に関する助言等の支援を行う。 【こども家庭庁】

### 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

おおむね令和11 年度までに「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでの養育がなされるよう、推進する。また、これまで、こどもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた施設について、その専門性を、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていけるよう、推進する。【こども家庭庁】

### 児童養護施設等における人材育成

児童養護施設等において、研修実績や業務内容に応じた処遇や、魅力発信、就業継続支援等により、必要な人材の確保・育成・定着に向けた環境づくりを進める。【こども家庭庁】

# 児童相談所におけるケースマネージメント体制の構築

こどもの最善の利益を実現するために、児童相談所が家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネージメントを徹底できるよう、必要な体制構築に向けた取組を推進する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑩)

### (社会的養護経験者等に対する支援)

# 特定妊婦等に対する支援の強化

令和4年改正児童福祉法により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う、妊産婦等生活援助事業を創設したことを踏まえ、その円滑な施行に取り組み、特定妊婦等の支援体制の構築・強化を図る。【こども家庭庁】

### (こども性暴力防止法案の提出と児童対象性暴力の防止のための総合的な取組の推進)

### こども性暴力防止のための総合的な取組

令和6年3月に第213回通常国会に提出した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案(こども性暴力防止法案)」を起点として、こども家庭庁が中心となり、同年4月にとりまとめた「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進する。【こども家庭庁、関係省庁】

### (有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進)

### こどもの事故防止に関する取組の推進

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、関係府省庁が緊密に連携して、各種取組等の情報交換、「こどもの事故防止週間」の実施等により、事故防止に向けた取組を推進する。【こども家庭庁、関係省庁】

こどもの事故に関する情報の収集・分析を行い、それを基に保護者等へ向けた注意喚起等の情報提供を行う。【こども家庭庁、関係省 庁】

就学前のこどもに、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたハンドブックの作成・周知により、事故防止策の普及啓発を行う。【こども家庭庁】

#### 非常災害対策

令和6年能登半島地震や過去の非常災害発生時の教訓も踏まえ、発災後は、早急に被害状況を把握するとともに地方公共団体とも緊密に連携を図り、こどもの最善の利益を考慮しつつ、被災地のニーズに寄り添いながら円滑に生活の再建や災害復旧等に取り組めるようにする観点から、保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援などに備えるとともに、児童福祉施設等への施設整備費の補助等を通じて非常災害対策を進める。【こども家庭庁】

### (チャイルド・デス・レビューの体制整備)

### CDRの体制整備に必要な検討の推進

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたチャイルド・デス・レビュー(CDR: Child Death Review)の取組を加速するため、都道府県が行う体制整備モデル事業において収集した同意取得や予防策の好事例の横展開を図る。あわせて、広報啓発事業によってCDRの意義についての国民的な理解を促進するとともに、モデル事業を通じて把握された課題等を検証し、関係省庁とも連携して、CDRの全国展開に向けた体制整備の検討を強力に進める。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑪)

# 2 ライフステージ別の重要事項

# (1)こどもの誕生前から幼児期まで

### (妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化)

### 不妊症・不育症・出生前検査に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

不妊症・不育症に関する広報・啓発を継続的に実施し、不妊症や不育症に関する国民の理解を深め、治療を受けやすい環境整備を推進する。また、性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援を行う。さらに、出生前検査に関する適切な情報提供・相談支援を推進する観点から、出生前検査に関する相談支援を担う地方公共団体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報提供及び認証制度等の啓発を行う。【こども家庭庁】

### (出産に関する支援等の更なる強化)

## 出産費用(正常分娩)の保険適用の導入の検討

令和5年4月から出産育児一時金を大幅に引き上げたところであり(42万円→50万円)、出産費用の見える化について令和6年度からの実施に向けた具体化を進める。こうした取組を行った上で、次の段階の取組として、令和8年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。【厚生労働省】

### 周産期医療体制の整備

良質かつ適切な周産期医療や母子に対する切れ目ない支援を提供するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、医療機関の役割分担等により、周産期母子医療センター等の基幹施設を中心として、NICU・MFICUの医療機能や周産期専門医等の高度専門人材の集約化・重点化を進めるとともに、周産期医療に関する協議会への幅広い関係者の参画や当該協議会と小児・母子保健等に関する協議会の情報共有を図るなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。あわせて、地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費支援を行う。【厚生労働省、こども家庭庁】

# 里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進

規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)を踏まえ、住所地と里帰り先の地方公共団体や医療機関との間の情報共有・連携を促すことで、里帰り妊産婦への切れ目のない支援の提供の推進を図るとともに、令和5年度の調査研究において、里帰り出産をする妊産婦の課題等について把握した結果等を踏まえて、情報共有・連携の在り方等について検討を行う。また、医療と母子保健の連携を推進する観点から、成育医療等基本方針に基づく計画の策定等を行う協議会を設置・開催する都道府県に対する補助を継続する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑫)

### (産前産後の支援の充実と体制強化)

## 産前産後の支援の充実と体制強化

産後ケア事業の全国展開を目指すとともに、希望する全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保の取組、支援の必要性の高い利用者を受け入れる産後ケア施設への支援の拡充や、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築等の養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。【こども家庭庁】

### (妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援の提供)

### 出産・子育て応援交付金の推進

令和4年度第2次補正予算において創設した、地方公共団体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、合計10万円相当の経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金を令和6年度も継続的して実施するとともに、制度化を図る。【こども家庭庁】

### (乳幼児健診等の推進)

### 新生児マススクリーニング検査の拡充に向けた検証の推進及び新生児聴覚検査に関する取組の推進

新生児マススクリーニング検査について、こども家庭科学研究「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」(令和5~7年度)において、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングの在り方等の課題について整理を行うとともに、重症複合免疫不全症(SCID)及び脊髄性筋萎縮症(SMA)を対象として、令和5年度よりマススクリーニング検査の拡充に向けた検証をモデル的に実施し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。また、新生児聴覚検査について、全ての市町村において当該検査の公費負担を実施するよう必要な働きかけを行うなど、全国の市町村における聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。【こども家庭庁】

### 乳幼児健診の推進

生後1か月は多種多様な先天性疾患が顕在化する時期であるとともに養育者が不安を感じやすい時期であることや、5歳は社会性が高まり、発達障害が認知されやすい時期であること等を踏まえ、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見等の観点から、1か月児及び5歳児の健康診査の実施に係る支援を進め、全国展開を目指す。【こども家庭庁】

### 入院中のこどもに付き添う家族の環境整備にむけた取組の充実

入院中のこどもやその家族等が安心して入院生活を送ることができるよう、入院付添いの環境を改善するための取組を推進する。【こども家庭庁、厚生労働省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑬)

# (「はじめの100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進)

### 「はじめの100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

「はじめの100 か月の育ちビジョン」は、「はじめの100 か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るために、社会全体の全ての人と共有したい理念と政府の取組を推進するための羅針盤として、令和5年12 月に閣議決定された。本ビジョンでは、社会の全ての人と共有したい基本的な視点として、こどもの育ちに関わる人々が連携し、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支えることや、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をすること、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すことなどを掲げており、この内容を実現するため、専門職や保護者・養育者、関心層、こども・若者など社会全体に向けた「はじめの100 か月の育ちビジョン」の内容の普及啓発、地域の多様な場に根差して乳幼児や保護者・養育者と地域の人々や活動をつなぐコーディネーターの養成、乳幼児に関する様々な科学的知見の蓄積・普及に向けて「アタッチメント(愛着)」や「遊びと体験」が乳幼児の育ちに与える影響等に関する調査研究を進める。これらの取組を始め、「はじめの100 か月の育ちビジョン」の推進のために、「こどもまんなか実行計画」に掲げる関連施策を総合的に推進していく。【こども家庭庁】

### (待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等)

# 「新子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備等

就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てを希望する家庭を支え、できるだけ早期に待機児童を解消するため「新子育て安心プラン」等に基づき、引き続き地域の実情を踏まえながら受け皿整備を進める。また、保育需要を踏まえたマッチングを行うため、広域的保育所等利用事業(巡回送迎バス)等の積極的な活用を促進する。また、令和7年度以降の保育提供体制について、必要な者に適切な保育が提供されるよう、待機児童の解消だけでなく人口減少地域における保育機能の維持なども含めて在り方の検討を進める。【こども家庭庁】

### 地域子育て支援拠点事業の実施

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、 地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う地域子育て支援拠点事業を推進する。【こども家庭庁】

#### 親の就業状況にかかわらない支援の充実

全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく図るため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度」)を創設する。具体的には、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施地方公共団体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の地方公共団体において「こども誰でも通園」を実施する。【こども家庭庁】

### 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

地方公共団体と協力し、乳幼児健診等の未受診など、関係機関が状況を確認できていないこどもの状況を把握する。また、支援を必要とする家庭については、こども家庭センターにおいてサポートプランの作成を行う等により、適切な支援・サービスにつなげる取組を推進する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋(4))

### (待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等) ※続き

### 病児保育事業の実施

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育するとともに安定的な運営等を支援することにより、安心して子育てができる環境整備を図る。病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024年度から実施する。【こども家庭庁】

### (幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善)

### 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の着実な実施

施設類型を問わず質の高い幼児教育・保育が行われるよう、地方公共団体の関係者等を対象とした会議等を通じて、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨・内容の周知徹底を行う。また、これらの改訂に向けては、学校教育法・児童福祉法において文部科学省とこども家庭庁が相互に事前協議を行うこととされていること等を踏まえ、文部科学省とこども家庭庁が緊密に連携し、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障する。【文部科学省、こども家庭庁】

### 幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究の実施

幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、また、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもに格差なく質の高い 学びを保障できるようにするべく、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を始め、幼保小が直面している課題の解決など、幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究を実施する。また、調査研究で得られた成果については、地方公共団体の幼保小の関係者等を対象とした会議等を通じて発信し、成果の横展開を実施する。【文部科学省、こども家庭庁】

#### 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

O歳から18歳までの学びの連続性を踏まえつつ、「遊び」を通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図るべく、各地方公共団体における幼保小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施を推進するとともに、令和4年度より文部科学省が実施している「幼保小の架け橋プログラム」事業で得られた成果等も活用しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進する。【文部科学省、こども家庭庁】

# 幼児教育に関する大規模縦断調査の実施

こどもの成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児教育に関する大規模縦断調査を実施し、幼児教育が、こどもの発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。 【文部科学省】

### 地方公共団体における幼児教育の推進体制の構築

公私立幼稚園・保育所・認定こども園等に対して、公私・施設類型問わず一体的に地域全体の幼児教育の質の向上や幼保小接続の推進を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や地方公共団体の保健、福祉部局との連携等を推進し、地域の課題に的確に対応する地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用を支援する。【文部科学省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑤)

### (幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善) ※続き

# 幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進

子育て支援のさらなる充実を図るため、認定こども園の設置に必要な環境整備を支援するとともに、幼稚園における預かり保育の推進など幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進する。併せて、幼稚園におけるICT環境整備の支援など、幼児教育の質の向上を支える環境整備のための支援を行う。【文部科学省】

### (特別な配慮を必要とするこどもへの支援)

### 医療的ケア児保育支援事業の実施

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。また、医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、管内の保育所への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定するなど、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。【こども家庭庁】

## 家庭支援推進保育事業の実施

日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など 保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向 上を図る。【こども家庭庁】

## (保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等)

### 保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善

保育人材の育成については、各専門分野のリーダー的な役割を担う者等を対象として実施する「保育士等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るとともに、保育所等における職員の資質の向上に取り組む。【こども家庭庁】

新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保策に取り組む。【こども家庭庁】

保育士等の処遇改善は、平成25年度以降、累次の処遇改善を実施し、累計+23%の給与改善を進めてきた。また、これとは別に、技能・経験に応じた月額最大4万円の給与改善を平成29年度から実施している。「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、引き続き令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。【こども家庭庁】

費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等の制度化を図る。【こども家庭庁】

# 保育現場の負担軽減

保育士の補助を行う保育補助者や保育の周辺業務を行う保育支援者の配置、さらに保育所等における登降園管理システムの導入等のICT化の推進などを支援することにより、現場の業務負担軽減に取り組む。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋⑥)

### (保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等) ※続き

### 職員配置基準の改善

1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、令和6年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。これとあわせて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)。また、令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。【こども家庭庁】

### 幼稚園教諭等の人材育成・確保に向けた調査研究の実施

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる優れた人材の確保・定着に向けて、教育活動に集中する環境整備や、養成校入学前段階からの幼児教育現場の魅力発信、個人のキャリア形成支援や離職者等の復職支援等の実現に資する調査研究を実施する。加えて、調査研究で得られた効果的な取組等の成果を様々な施設や養成校等において活用できるよう、横展開を行う。【文部科学省】

# (2)学童期·思春期

### (放課後児童対策)

### 放課後児童対策に係る取組の強化

こども未来戦略を踏まえ、約152万人分の放課後児童クラブの受け皿整備を早期に達成し、待機児童の解消を図るとともに、常勤職員配置の改善等を通じて、放課後児童クラブの安定的な運営を確保する。令和5年12月に策定した、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、所管部局の求めに応じて学校施設を活用した放課後児童クラブをできる限り早期に整備することや、福祉部局と教育委員会の連携の促進、利用ニーズの高い年度前半等への支援策の検討等、放課後児童対策に係る取組の強化を図る。また、受け皿整備の状況や市町村のニーズを踏まえ、令和7年度以降の放課後児童クラブの整備について検討を行う。また、こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブ運営指針の見直しを実施する。【こども家庭庁、文部科学省】

### (小児医療体制の充実)

## 小児医療体制の整備

こどもが安心して医療サービスを受けられる小児医療体制を構築するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、小児初期救急センター、休日夜間急患センター等を確保し、#8000等の電話相談事業の相談体制を強化するなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。【厚生労働省】

### (小児医療における医療・保健・福祉の連携)

## 小児医療における医療・保健・福祉の連携

地域のこどもの健やかな成育に向けて、小児医療と保健・福祉との連携を推進するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、小児医療に関する協議会への幅広い関係者の参画を求めるとともに、当該協議会において医療的ケア児及びその家族への支援等に関する協議を進めるなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。【厚生労働省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋団)

### (性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援)

### 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進

性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援や、性に関する教育等を行う専門家等に対する研修等を継続的に実施する。また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口の情報を引き続き提供していく。【こども家庭庁】

### (予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等)

### 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠、性感染症等を含めた性に関する相談支援や、若年妊婦等への支援に積極的なN PO等がアウトリーチやSNSによる相談支援等を実施するための支援を継続的に実施する。また、若者向けの相談支援サイト「スマート 保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口の情報を引き続き提供していく。【こども家庭庁】

### (ライフデザインに関する意識啓発・情報提供)

### 学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努める。【文部科学省】

#### 地域におけるライフプランニング支援等の推進

地方公共団体が実施する中高生や若い世代向けのライフデザインセミナー、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験などの取組に対し、 教育・福祉部局の連携の下、地域少子化対策重点推進交付金により支援するとともに、各事業の実績を把握し、交付金活用事例集を 作成するほか、優良事例についての情報共有にも努め、優れた取組の横展開を図る。【こども家庭庁】

# 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

# (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

### (幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減)

### 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3~5歳の保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0~2歳については住民税非課税世帯を対象として無償化を実施している。引き続き子育て世帯の負担軽減や、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保する。【こども家庭庁、文部科学省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋®)

### (児童手当)

# 児童手当の拡充

こども未来戦略で示された『こども・子育て支援加速化プラン』に基づき、①所得制限を撤廃する、②支給期間を高校生年代まで延長する、③多子加算について第3子以降3万円とする、④支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を令和6年10月から実施し、拡充後の初回支給を同年12月とする。【こども家庭庁】

# (2)地域子育て支援、家庭教育支援

### (地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進)

### 地域子ども・子育て支援事業の推進

子育てについての相談や情報提供を行うほか、教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう支援を行う「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」を着実に実施する。そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施する。【こども家庭庁】

### 地域子育て相談機関の整備

妊産婦やこども・子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援につながることのできる身近な相談機関として、地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安として整備を進める。【こども家庭庁】

### 体罰等によらない子育てのための広報啓発

体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めるため、必要な広報その他啓発活動を行う。【こども家庭庁】

## (一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進)

### 一時預かり事業の実施

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。【こども家庭庁】

### ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター 向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。【こども家庭庁】

### ファミリー・サポート・センター事業の実施

乳幼児や小学生等のこどもがいる子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互 援助活動に関する連絡、調整等を行う子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋®)

### (家庭教育支援)

### 家庭教育支援の推進

身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援 チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取 組を推進する。【文部科学省】

- (3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大)
  - 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進

### <制度面の対応>

男性の育児休業取得支援等を通じ、女性に偏る家事・子育ての状況を解消するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に関し、常時雇用する労働者数1,000人超の事業主に対して義務付けられている男性の育児休業等取得率の公表義務の対象を、300人超の事業主に拡大する。【厚生労働省】

次世代育成支援対策推進法に関し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定やPDCA サイクルの確立を法律上の仕組みとして位置づけるとともに、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」という観点から、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項を行動計画策定指針に示す等の見直しを検討する。【厚生労働省】

男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めるため、「男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)」における、労働者への制度周知や企業の好事例の周知・情報提供等、男性の育児休業取得促進に向けた気運醸成の取組や、「中小企業育児・介護休業等推進支援等事業」における、企業への育児休業取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就業の支援、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の支援のほか、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援等を行う。【厚生労働省】

### <給付面の対応>

出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、令和7年4月より、子の出生直後の一定期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%(手取りで10割相当)へ引き上げる。【厚生労働省】

働き続けながら子育て等を行うための雇用環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児等の両立支援に関する事業主の取組を促進する。令和5年度中に、育児休業取得時の業務体制整備への支援を独立・拡充させた「育休中等業務代替支援コース」を創設し、その中で、育児短時間勤務を利用した労働者の周囲の社員への手当支給の支援も新設したほか、令和6年度においては、「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を創設し、育児期の柔軟な働き方に関する制度の導入・利用を支援するなどの制度拡充を行った。【厚生労働省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋20)

# (共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大) ※続き

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進 ※続き

男性育体の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、令和6年度から、国庫負担割合を現行の1/80から本則の1/8に引き上げるとともに、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入する。【厚生労働省】

自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設し、令和8年10月から開始する。【厚生労働省】

# 育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進

育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成と子育てを両立できる環境を整備し、「共働き・共育て」を推進する。【厚生労働省】

育児・介護休業法について、子が3歳になるまでの場合において、テレワークを事業主の努力義務の対象に追加する。子が3歳以降小学校就学前までの場合において、①始業時刻等の変更、②テレワーク、③短時間勤務制度、④保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与、⑤休暇の付与の中から、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できるようにする制度を創設する。あわせて、所定外労働の制限について、対象となる子の年齢を小学校就学前まで引き上げる。さらに、「子の看護休暇」について、取得事由の見直しとあわせて、子の対象年齢を小学校3年生修了時まで引き上げる。また、子や家庭の状況(例えば、障害児・医療的ケア児を育てる親やひとり親家庭等)から、両立が困難となる場合もある。労働者の離職を防ぐ観点から、事業主に、妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に係る個別の意向の聴取とその意向への配慮を義務付ける。【厚生労働省】

育児中の柔軟な働き方として、男女ともに時短勤務を選択しやすくなるよう、令和7年4月より、2歳未満の子を養育するために、時短 勤務をしている場合の新たな給付として、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する「育児時短就業給付」を創設する。【厚生 労働省】

# 多様な働き方と子育ての両立支援

子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、令和10年10月より、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者についても失業給付や育児休業給付等を受給できるよう、新たに適用対象とする。【厚生労働省】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋②)

# Ⅲ こども施策を推進するために必要な事項

- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- (1)「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- (こども施策に関するデータの整備)

### エコチル調査の推進

こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築を行うため、胎児期から小児期にかけての環境要因がその後の健康に与える影響を明らかにするための調査である「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」を着実に進める。得られた成果を、関係省庁や地方公共団体等に共有することで、ガイドライン・事業の策定・改定など関連するこども施策につながることが期待される。【環境省】

- (2)こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上)

### 保育人材の担い手の確保、育成、専門性の向上、キャリア形成

新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保策に取り組む。【こども家庭庁】

各専門分野のリーダー的な役割を担う者等を対象として実施する「保育士等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るとともに、 保育所等における職員の資質の向上に取り組む。【こども家庭庁】

### 子育て支援員研修の実施

地域において子育て支援の仕事に関心を持つ方に、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技術等を修得するための研修 を実施し、子育て支援分野の各事業等に従事する「子育て支援員」の養成を図る。【こども家庭庁】

### 障害児支援における人材育成

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。【こども家庭庁】

# 民生委員・児童委員に対する研修の実施、担い手確保

民生委員・児童委員が、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための都道府県等による研修の実施や担い手確保に向けた取組を支援する。【厚生労働省、こども家庭庁】

### 保育人材に対するメンタルケア

園長経験者等が保育所等を巡回し、現場の保育士に対して保護者への適切な対応方法等に関する助言等を行うことや、保育士の相談窓口を設置し相談しやすい体制の整備をするなどの支援に取り組む。【こども家庭庁】

### 児童相談所職員のメンタルケアについて

児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー(心理職等)の配置を支援する。【こども家庭庁】

# 「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議) (「はじめの100か月の育ちビジョン」に関係する主な記載の抜粋②)

- (4)子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (子育てに係る手続き・事務負担の軽減)
  - 保育DXによる現場の負担軽減

「保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備」と「保活ワンストップシステムの全国展開」により、保育士等の負担軽減による保育の質の確保や保護者の負担軽減による子育てと仕事の両立支援を進める。【こども家庭庁】

- (5)こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- (こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革)

### 「こどもまんなかアクション」の推進

「こどもまんなかアクション」として、「こどもまんなか」の趣旨に賛同する企業・個人・地方公共団体などに「こどもまんなか応援サポーター」となる旨宣言していただき、取り組んだ内容を自らSNSなどで発表する「こどもまんなか応援プロジェクト」を推進する。あわせて、「こどもファスト・トラック」の取組推進、SNSを活用したプッシュ型での情報発信、各地域でリレーシンポジウムの開催、こどもまんなか月間の実施、「家族の日」、「家族の週間」等を実施し、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成していく。【こども家庭庁】

## こども連れの方が移動しやすい環境整備

鉄道やバスなどにおけるベビーカー使用者のためのフリースペース等の設置や分かりやすい案内の促進とともに、公共交通機関等において、好産婦や乳幼児連れの方を含め、配慮が必要な方に対する利用者の理解・協力を啓発する取組などを推進する。また、こども連れ旅行者に優しい旅行の気運醸成を図る。【国土交通省】

### 地域における結婚・子育てに温かい社会づくり・気運醸成の推進

地方公共団体が実施する少子化対策の取組について、企業や民間団体を含めた地域全体で結婚・子育てを応援する気運の醸成、男性の育休取得と家事・育児参画の促進などの結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図る取組に対し、地域少子化対策重点推進交付金により支援するとともに、各事業の実績を把握し、交付金活用事例集を作成するほか、優良事例についての情報共有にも努め、優れた取組の横展開を図る。【こども家庭庁】

#### 社会の意識改革を進めていく取組

社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高め、社会の意識改革を進めていく取組を、経済界や地方公共団体など幅広い関係者の参画と協力を得ながら展開する。【内閣官房、こども家庭庁】